

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―五五―一三九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

(略)		香川県	(略)	都道 府県
(略)		高松市庵治 町六〇三四 の一	(略)	所在地
(略)		国立療養所 大島青松園	(略)	官 署
(略)		一級地	(略)	級別 区分

(略)		愛媛県	香川県	(略)	都道 府県
(略)		四国中央市 金砂町小川 山乙一六二 三の一	高松市庵治 町六〇三四 の一	(略)	所在地
(略)	支所 瀬ダム管理 理事務所柳	ダム統合管 備局吉野川 四国地方整	国立療養所 大島青松園	(略)	官 署
(略)		一級地	一級地	(略)	級別 区分

備考1・2 (略)

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される官署

(略)		栃木県	(略)	府県	都道
(略)	(削る)	日光市黒部 二二一の三	(略)	所在地	
(略)	(削る)	日光森林管 理署黒部森 林事務所	(略)	官署	
(略)		一級地	(略)	区分	級別

備考 (略)

備考1・2 (略)

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される官署

(略)		栃木県	(略)	府県	都道
(略)	日光市足尾 町三三六九	日光市黒部 二二一の三	(略)	所在地	
(略)	日光森林管 理署餅ヶ瀬 森林事務所	日光森林管 理署黒部森 林事務所	(略)	官署	
(略)		一級地	(略)	区分	級別

備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。